

## 役員を選解任に関する方針

ホッカンホールディングス株式会社（以下「当社」という）は、経営の透明性を高め、コーポレート・ガバナンスを充実するとともに、意思決定の迅速化と権限の委譲を図るため、下記のとおり取締役および監査役（以下合わせて「役員」という）の選解任に関する方針を定める。

### 記

#### 1. 取締役会および監査役会の規模・構成

当社取締役会および監査役会の規模・構成は、以下の方針によるものとする。

- (1) 当社取締役会は、当社グループ各社の事業特性と持株会社としての当社の役割等を勘案し、意思決定の迅速化と権限の委譲を図るために必要な規模とし、取締役の員数は定款に定める10名以内の適正な人数とする。
- (2) 取締役候補者の選定にあたっては、当社が健全な経営を推し進めていくために必要とされる知識・能力のほか、取締役会に占める社外取締役や女性取締役の割合その他取締役会の多様性の確保を考慮するものとし、取締役の員数のうち3分の1以上を当社から独立した社外取締役とする。
- (3) 当社監査役会は、定款に定める5名以下の適正な人数で構成することとし、監査役候補者の選定にあたっては、当社および当社グループの監査を遂行するのに必要な豊富な経験と見識、また財務・会計・法務に関する知見を、監査役会全体としてバランスよく備えることとなるよう考慮する。

#### 2. 役員候補者の選定基準

- (1) 役員候補者の選定にあたっては、優れた人格、見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有し、取締役会の定める行動規範を遵守しながら当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け積極的に行動する者であることをその基準とする。
- (2) 役員候補者は、その役割・責務を適切に果たすため、時間・労力を業務に振り向けることができる者とし、他の上場会社役員との兼任は4社以内、また取締役会への出席率は概ね85%以上を目安とする。

#### 3. 社外役員候補者の選定基準

社外取締役候補者および社外監査役候補者（以下合わせて「社外役員候補者」という）の選定にあたっては、前項のほか、以下の期待される役割・責任を果たせる者であることを基準とする。

- (1) 経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し、中長期的な企業価値向上の観点から助言を行うこと
- (2) 取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと
- (3) 会社と当社グループの経営陣<sup>\*1</sup>や主要株主<sup>\*2</sup>との間の利益相反を監督すること
- (4) 当社グループの経営陣および主要株主から独立した立場で、各ステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させること

#### 4. 社外役員の独立性に関する判断基準

社外取締役および社外監査役（以下、合わせて「社外役員」という）または社外役員候補者が次の各項目のいずれにも該当しない場合、独立性を有しているものと判断する。

- (1) 当社グループの業務執行者<sup>※3</sup>もしくは監査役（社外監査役を除く）または過去10年間に  
おいて当社グループの業務執行者もしくは監査役（社外監査役を除く）であった者
- (2) 当社グループを主要な取引先<sup>※4</sup>とする者またはその業務執行者
- (3) 当社グループの主要な取引先またはその業務執行者
- (4) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産<sup>※5</sup>を得ているコンサルタント、  
公認会計士または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、  
当該団体に所属する者）
- (5) 当社グループから多額の寄付または助成<sup>※6</sup>を受けている者または法人、組合等の団体の  
業務執行者
- (6) 当社の主要株主またはその業務執行者
- (7) 過去3年以内において（2）から（6）までのいずれかに該当していた者
- (8) 以下に掲げる者（使用人については部長職以上の者に限る）の二親等内の親族
  - ① 当社グループの業務執行者もしくは監査役または過去3年以内において当社グループ  
の業務執行者もしくは監査役であった者
  - ② 前記（2）から（7）までのいずれかに該当する者

#### 5. 役員候補者の選定に係る手続

- (1) 役員候補者の選定に当たっては、本基準および取締役会の定める行動規範に基づき、取  
締役社長が人事案を作成するものとする。
- (2) 作成された人事案は、各社外取締役に提出しその意見を求め、監査役候補については監  
査役会の同意を得たうえで、取締役会において決定する。

#### 6. 取締役の解任基準および解任手続

取締役会は、取締役に法令・定款違反、その他職務を適切に遂行することが困難と認められる  
事由が生じた場合には、取締役会規則に基づき、当該取締役の処分について審議のうえ決定する。

取締役の解任については、以下の解任基準を踏まえて審議するものとする。

- (1) 会社法第331条第1項に定める取締役の欠格事由への該当することとなった場合
- (2) 反社会的勢力との不適切な関係その他、著しく公序良俗に反する行為があった場合
- (3) 任務の懈怠等により著しく企業価値を毀損し、または毀損するおそれがある場合
- (4) 健康上の理由から、職務の継続が困難と判断される場合
- (5) 本基準または取締役会の定める行動規範において求める取締役の資質を満たさないと判  
断される場合

以 上

- ※1 「経営陣」 取締役（社外取締役を除く）および執行役員をいう
- ※2 「主要株主」 当社の議決権を直接または間接に10%以上保有している者をいう
- ※3 「業務執行者」 取締役（社外取締役を除く）および使用人をいう
- ※4 「主要な取引先」 当社グループとの取引による支払額または受取額が、当社グループまたは当該取引先の連結売上高の2%以上を占める取引先をいう
- ※5 「多額の金銭その他の財産」  
直近事業年度において個人の場合には年間1千万円超、または当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は連結売上高または総収入の2%を超える額をいう
- ※6 「多額の寄付または助成」  
直近事業年度において年間1千万円を超える額の寄付または助成をいう